

級及び職制上の段階ごとの職員数(平成31年4月1日現在)

(1)一般職給料表(企業職を含む)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
特1級	1 自動車運転技術員、環境整備員、調理員、校務主事及び水道整備員(以下「技能労務職」という。)の職務							
				計				
1級	1 定型的な業務及び相当の知識又は経験が必要とする業務を行う事務員及び技術員の職務	29	8.3	事務員 技術員	28 1	58	16.6	係員級
				計	29			
2級	1 高度の専門的知識又は経験が必要とする業務を行う主事及び技師の職務 2 相当の技能又は経験が必要とする技能労務職の職務	29	8.3	主事 技師	25 4			
				計	29			
3級	1 高度の専門的知識又は経験が必要とする業務を処理し、関係職員を指揮監督する主査の職務 2 高度の技能又は経験が必要とする技能労務職の職務	69	19.7	主査	69	69	19.7	主査級
				計	69			
4級	1 係長の職務 2 相当高度の専門的知識又は経験が必要とする業務を処理し、関係職員を指揮監督する主任の職務 3 数名の職員を直接指揮監督する技能労務職又は収集管理主任の職務	171	48.8	係長 主任 自動車運転技術員 環境整備員 校務主事 水道整備員	96 60 2 7 4 2	171	48.8	係長・主任級
				計	171			
5級	1 課長補佐の職務 2 委員会等の事務局の次長の職務	16	4.6	課長補佐 次長	13 3	16	4.6	課長補佐級
				計	16			
6級	1 部長及び理事又は困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 2 課長及び参事又は委員会等の事務局の長の職務	36	10.3	部長 教育次長 議会事務局長 課長 局長 参事	6 1 1 24 2 2	36	10.3	部長・課長級
				計	36			
合計		350	100.0		350	350	100.0	

(2) 特定任期付職員給料表

号給	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合				
				計	
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合				
				計	
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合				
				計	
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合				
				計	
合計					